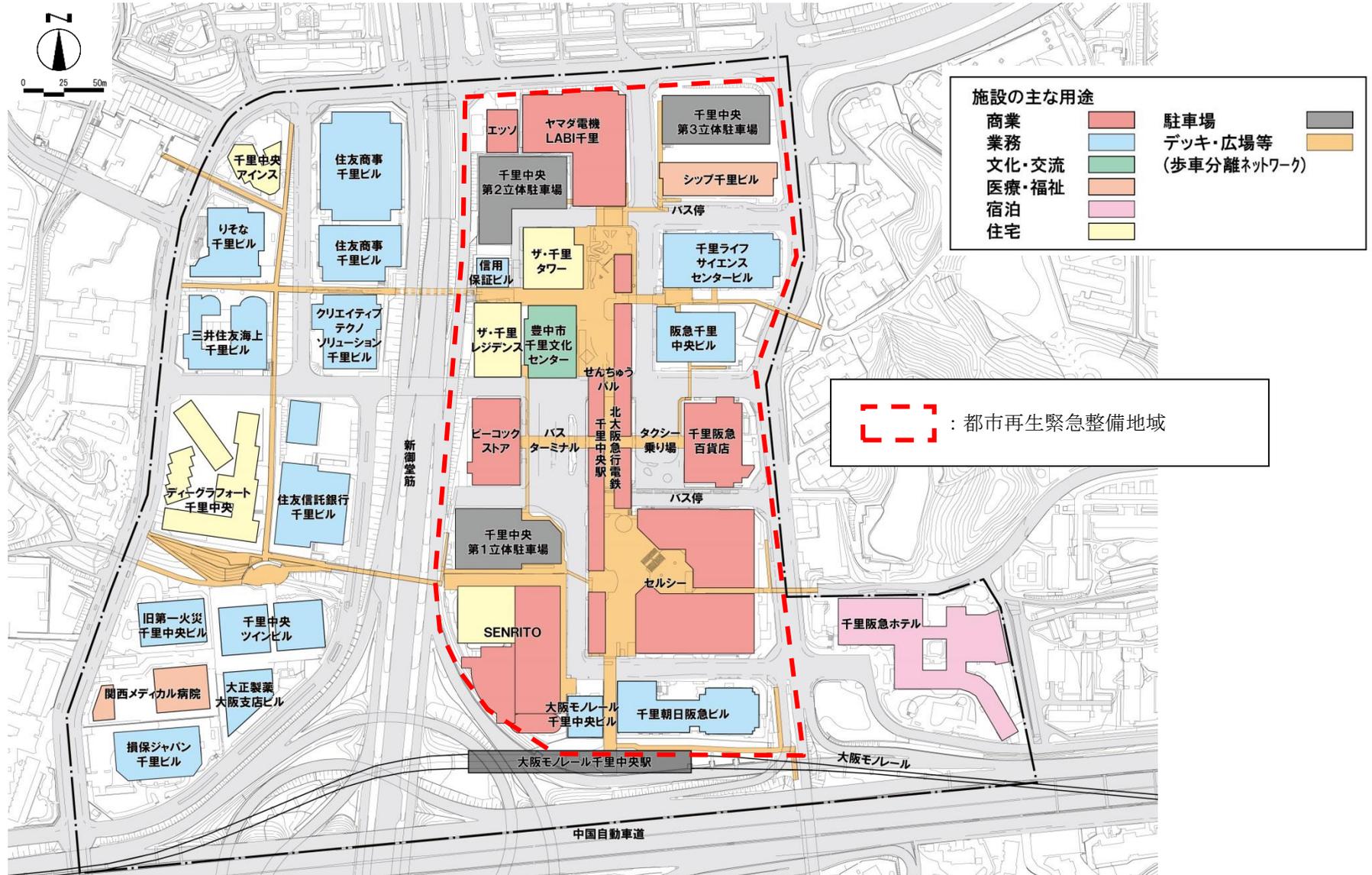


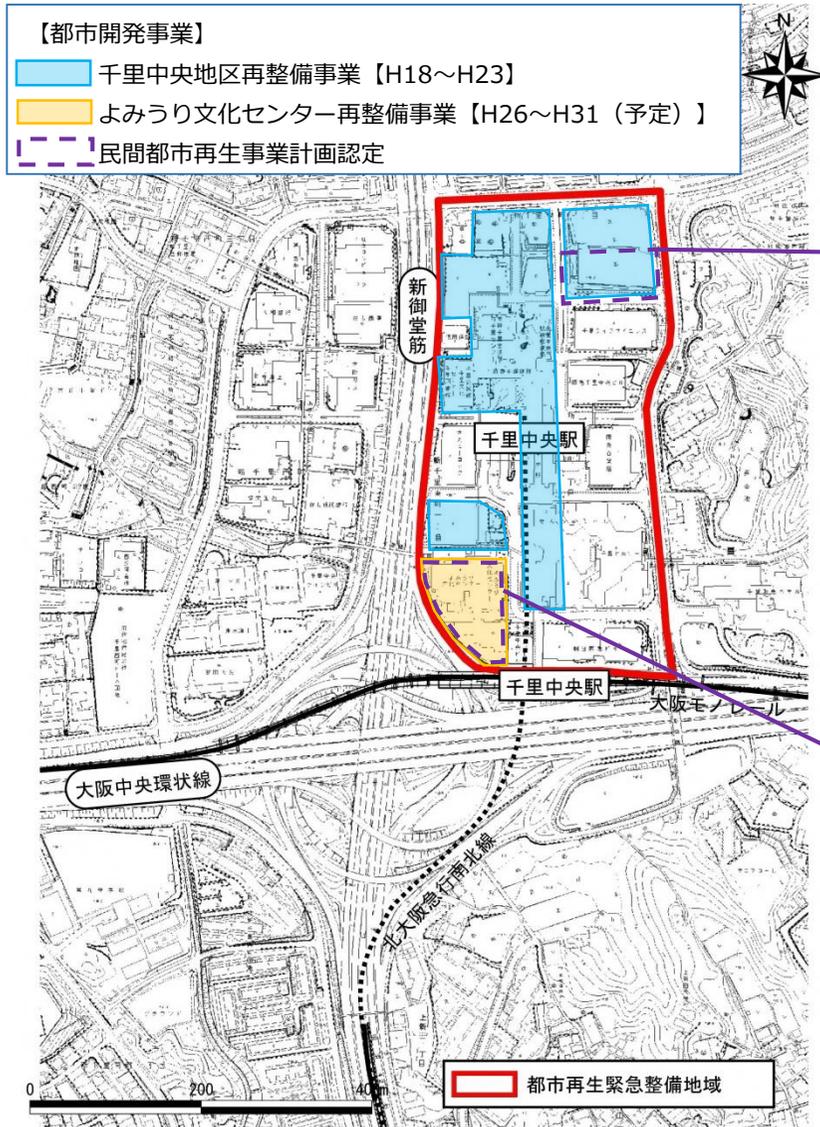
千里中央駅周辺地域における取組経過及び 都市再生安全確保計画（案）について

千里中央地区の概要



千里中央地区の概要

○千里中央地区は大阪万博が開催された昭和45年にオープンし、様々な役割を担いながら発展
○「北部大阪の都市拠点」として商業・ビジネス・文化交流機能など多様な都市機能が集積



【民間都市再生事業計画認定物件】

シップ千里ビル



SENRITO



千里中央地区のこれまでの取組み

- 平成16年に都市再生緊急整備地域に指定以降、「千里中央地区再整備事業(H18～H23)」と「よみうり文化センター再整備事業(H26～H31(予定))」に着手
- 北大阪急行延伸予定の平成32年度に向けて活性化協議会等で各種検討を実施中

【都市再生緊急整備地域指定後のこれまでの主な取組み】

平成16年 都市再生緊急整備地域に指定

平成18年 千里中央地区再整備事業

～平成23年 (H20.9.2:民間都市再生事業計画認定(西大阪地所))

平成26年 よみうり文化センター再整備事業着工(H31竣工予定)

(H26.4.25:民間都市再生事業計画認定(読売新聞等))

平成26年 千里中央地区活性化ビジョン策定

平成28年 千里中央地区活性化協議会、エリアマネジメント部会設立

平成30年 都市再生緊急整備協議会設立

都市再生安全確保計画に関するこれまでの取り組み

- 千里中央駅周辺地域における都市再生安全確保計画の策定を通じて、地域内の滞在者等の安全の確保を図るために、官民が連携した取り組みを推進
- 平成28年度から基礎調査を実施し、本年度に都市再生安全確保計画案を作成

平成28年度

○都市再生安全確保計画策定に向けた基礎調査の実施

- ・現状の防災対策・体制等に関するアンケート及びヒアリング
- ・パーソントリップデータに基づく千里中央駅周辺で発生する帰宅困難者数の推計

平成29年度

○都市再生安全確保計画案の検討

- ・退避施設等の提供や防災組織の参加意向についてのアンケート及びヒアリング

○都市再生緊急整備協議会(法定協議会)の設立、計画策定

平成30年度以降

具体的な事業計画の検討を推進

1.1.1 都市再生安全確保計画の意義

- ・千里中央地区は「北部大阪の都市拠点」、「千里ニュータウンの中央地区センター」として商業機能や学術機能など多様な都市機能が集積
- ・新たな千里ブランド創出をめざし、北大阪急行線延伸の開業予定である平成32年度を目標に千里中央まちびらきに向けた検討を推進



まちづくりを再構築するための安全・安心の確保に向けた防災・減災の取り組みの推進の具体策として、関係機関が協力して都市再生安全確保計画を策定する。

1.1.2 都市再生安全確保計画の目標

- ・「人的被害の抑制」、「立地企業の事業継続の確保」を図るため災害対策の整備に取り組み、災害に強い安全・安心なまちとしてブランド力を高め、競争力強化につなげることを目指す。
- ・地区内の事業者が無理なく取り組める対策を着実に実行しながら、地区内の相互連携の強化を図ると共に、今後見込まれる施設更新等に併せた災害対策機能の強化を図り、必要に応じて見直しを行い計画の充実を図る。

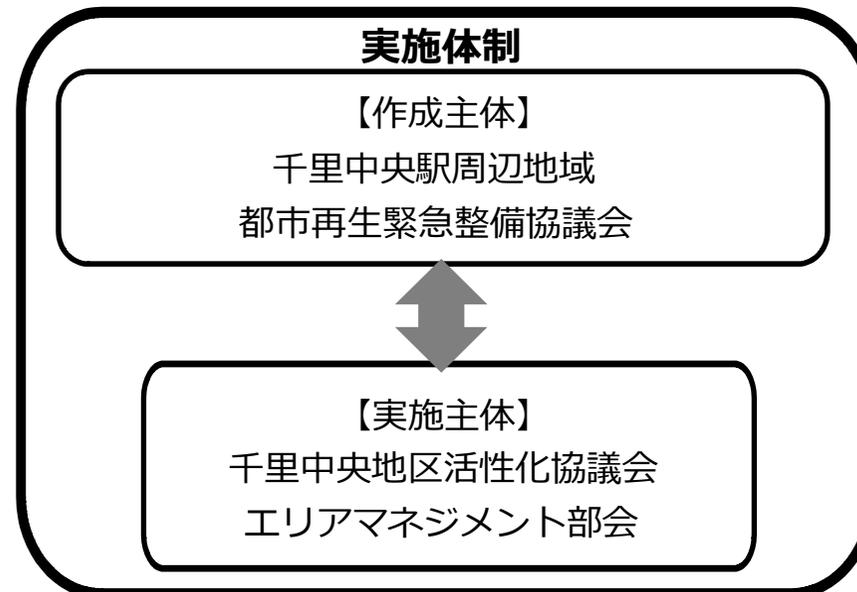
1.2 都市再生安全確保計画の作成および実施体制

【作成主体】

- ・千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

【実施主体】

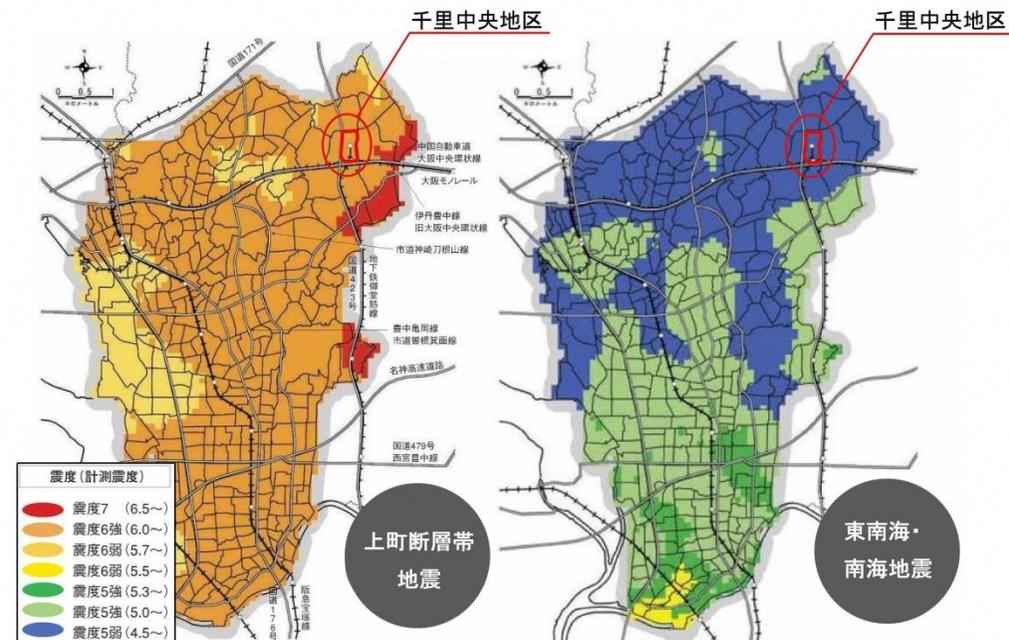
- ・千里中央地区活性化協議会とエリアマネジメント部会を中心とし、大阪府、豊中市、地域内事業者やライフライン事業者等と連携



1.3.1 想定する災害

- ・想定する災害としては当該地区において一番被害が大きいと見込まれる上町断層帯地震を採用
- ・新耐震基準を満足していない建物は倒壊と想定

	上町断層帯地震 (直下型)	【参考】東南海・南海地震 (海溝型)
今後30年以内の発生確率	2～3%	70%・60%
本地域での想定震度	震度6強	・震度5弱 ・長周期地震動
想定被害状況	交通 途絶 ライフライン × 建物被害 20%	交通 途絶 ライフライン × 建物被害 0%



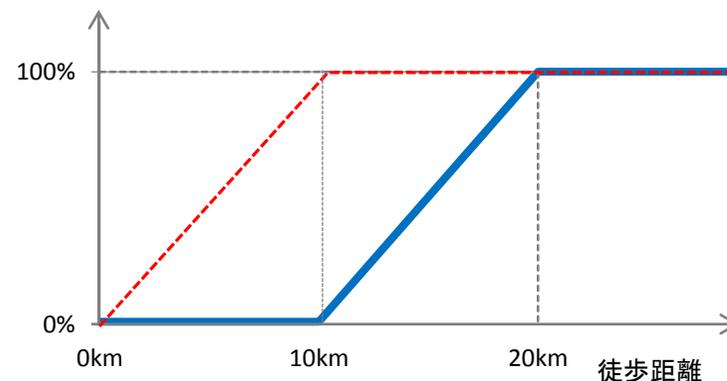
1.3.2 災害時に発生する事象と対策の方向性

帰宅困難者等の推計方法

第5回近畿圏パーソントリップデータより
千里中央駅周辺の滞留者数・帰宅困難者数を集計

設定条件	内容
使用データ	・ 第5回近畿圏パーソントリップ調査
調査期間	・ 平日休日ともに平成22年10月から11月
集計対象範囲	・ 豊中市新千里東町および新千里西町
帰宅困難率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳未満の人は自宅までの距離が10km未満の場合は全員帰宅可能 ・ 10kmを超えると1kmごとに10%ずつ帰宅困難率が増加 ・ 65歳以上の人は1kmごとに10%ずつ帰宅困難率が増加

帰宅困難率の設定



帰宅困難率の設定

— 帰宅困難率（65歳未満）
- - - 帰宅困難率（65歳以上）

1.3.2 災害時に発生する事象と対策の方向性

■ 帰宅困難者数の推計

- ・一時退避者（建物倒壊考慮）は平日12時で最大約4,300人となる。
- ・帰宅困難者（自宅までの距離、高齢者、建物倒壊考慮）は平日12時で最大約2,000人となる。
- ・退避に必要な面積1.5m²/人とすると、新たに約3,000m²の退避スペースが必要となる。

滞留者数・一時退避者数・ 帰宅困難者数		従業者	来訪者
滞留者数	約21,700 （人）	千里中央地区で 従業している人	千里中央地区に 来訪している人
一時退避者数	約4,300（人）	滞在している建物が倒壊し、一時的に建物外に退避する必要がある人	
帰宅困難者数	約2,000（人）	自宅までの距離が遠く かつ勤務地の建物が 倒壊した従業員	自宅までの距離が遠い 来訪者



退避スペースとして 1.5m²/人 × 約 2,000人 = 約 3,000m² が必要

1.3.2 災害時に発生する事象と対策の方向性

■ 一時退避場所に係る検証

- ・新耐震基準の建物等の在館者が建物内に待機する場合：最大約4,300人
- 在館者を極力館内に留め、一時退避者数の抑制に努めるとともに円滑な退避誘導が必要

■ 退避経路に係る検証

- ・退避経路として利用される可能性のあるデッキ通路等は一部耐震性を確保していない
- 今後見込まれる施設更新等において退避経路の適切な整備について検討を進める

■ 退避施設に係る検証

- ・新耐震基準の建物等の従業者が建物内に待機する場合：最大約2,000人
- ・約2,000人を収容するために必要となるスペースは約3,000m²(1.5m²/人)
- 今後見込まれる施設更新等において退避施設の適切な整備について検討を進める

■ 防災備蓄物資に係る検証

- ・各企業等が建物内に待機した帰宅困難な従業員用の備蓄を更に進める
- ・地域内の食料品売場やコンビニ等における食材・物資のストック活用等の検討
- 今後見込まれる施設更新等において備蓄関連の適切な整備について検討を進める

2.1 都市再生安全確保施設の整備及び管理

■一時退避場所

・新耐震基準の建物等の在館者は、建物内に待機するものとし、新耐震基準を満たしておらず倒壊のおそれのある建物の在館者の一時退避場所として、駅周辺の千里東町公園、千里西町公園を位置づける。

■退避経路

・一時退避場所への連絡ルートとなる道路及び陸橋、アンダーパスについて避難経路として位置づける。

■退避施設

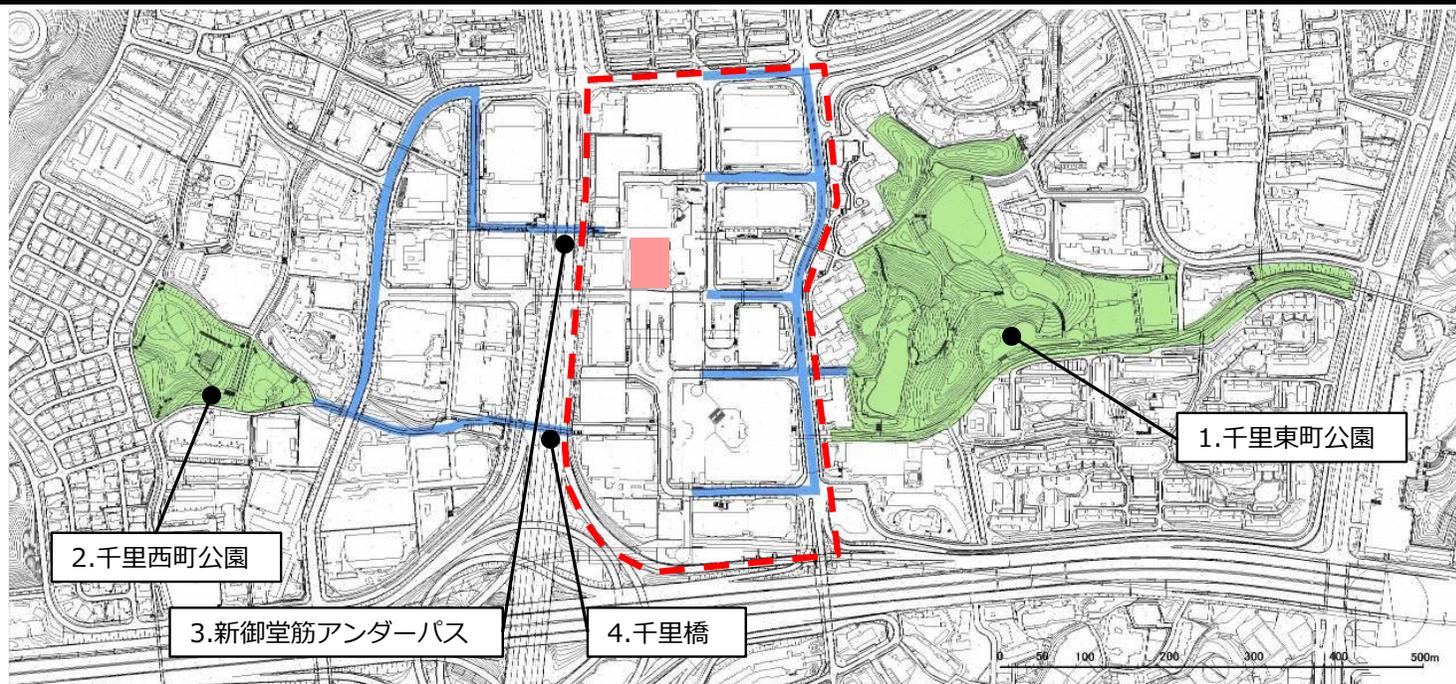
・帰宅困難者への対策として、少なくとも1晩雨露をしのいで滞在できる屋内空間の確保について既存建築物の活用検討を進めると共に、今後見込まれる施設更新等において避難施設として活用できる空間整備の検討を進める。

■その他施設

・情報通信機器、情報配信機器および情報処理機器等を段階的に整備を進める。

2.1 都市再生安全確保施設の整備及び管理

施設に関する事項				事業に関する事項			管理に関する事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業の内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間
1	千里東町公園	一時退避場所	豊中市	同左	公園	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
2	千里西町公園	一時退避場所	豊中市	同左	公園	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
3	新御堂筋 アンダーパス	退避経路	大阪府	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30～
4	千里橋	退避経路	豊中市	同左	道路	整備済み	同左	施設の保守・点検	H30



- 都市再生緊急整備地域
- 一時退避場所
- 退避経路

豊中市千里文化センター(豊中市指定避難施設)
当施設は住宅が被災した住民の避難施設として位置付けられている。

2.2 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業

建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載

2.3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

緊急整備協議会を構成する機関との連携を図りながら、地域内の企業や団体を中心とした自主防災組織の組成をめざす。



2.4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

■ 地域ルール、対策マニュアル等の整備

情報伝達・共有、退避施設・備蓄倉庫の運営などの地域ルール、対策マニュアル等の整備を検討

■ 防災訓練の実施

地域内の企業・団体等が連携した防災訓練を実施

3 その他防災性の向上のために必要な事項

平時の活動として勉強会や訓練を定期的に行い、関係者が無理なく取り組める対策を着実に実行しながら、防災力強化等に向けた取り組みを継続する。

計画策定までの今後のスケジュール

- これまでエリアマネジメント部会や活性化協議会において計画(案)を作成
- 都市再生緊急整備協議会において計画(案)を承認いただいた上で本年度策定予定

